



みんなの寄附でスケートリンクを盛り上げよう！ 神奈川スケートリンク再整備寄附金募集中

公益財団法人横浜市体育協会（代表理事 会長 山口宏）が運営する神奈川スケートリンク（神奈川県横浜市神奈川区広台太田町1-1）は、2015年度シーズンのオープンに向けて、現在再整備を進めております。

当協会の理念である「いつまでもスポーツが楽しめる明るく豊かな社会の実現」のため、皆様に親しまれるスケートリンクの建設を目指しております。当協会では、ただいま、個人・企業・法人・団体の皆様からの再整備にかかる寄附を、平成28年1月31日まで（予定）受付しております。

お預かりする寄附は、スケートリンク整備車両（整氷車）等への資金に充当し、横浜市のスポーツ振興に役立たせていただきます。

また、寄附金については、税制優遇措置が受けられるほか、一定金額以上ご寄附いただきますと、ホームページや新リンクにお名前を掲出させていただきます。

皆様の暖かいご支援をお待ちしております。



【寄附の受付方法】

寄附は現金の寄附および物品の寄附を承っております。お気軽にお問い合わせください。

【振込の場合】

郵便局（払込取扱票）でのお取扱いとなります（振込手数料はお客様でご負担願います）

【振込先】

ゆうちょ銀行

口座番号：00230-6-102208

加入者名：スケートリンク再整備横浜市体育協会

※銀行振込をご希望の方は、神奈川スケートリンク関内までお問い合わせください。

【窓口の場合】

神奈川スケートリンク関内または横浜市体育協会事務局で承っております。

【物品の寄附の場合】

お手数ですが神奈川スケートリンク関内（電話 045-226-4000）までご相談ください。

【寄附の特典について】

| 区分 | ホームページにお名前を掲載 | 新設スケートリンクにお名前を掲載 |
|---------|---------------|------------------|
| 個人の方 | 1口 3,000円以上 | 1口 10,000円以上 |
| 法人・団体の方 | 1口 10,000円以上 | 1口 50,000円以上 |

【税制上の優遇措置について】

個人の方は、寄附金額（総所得金額の40%を上限）から2,000円を差し引いた額が課税所得から控除されます。法人の方は、一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、特別に損金算入限度額が認められます。詳しくは[国税庁のホームページ](#)をご参照ください。

お問い合わせ先

【寄附に関するお問い合わせ先】

総務部長 橋本 幹雄 TEL045(640)0045

【スケートリンク再整備事業に関するお問い合わせ先】

神奈川スケートリンク再整備部長 植木 克典 TEL045(640)0016